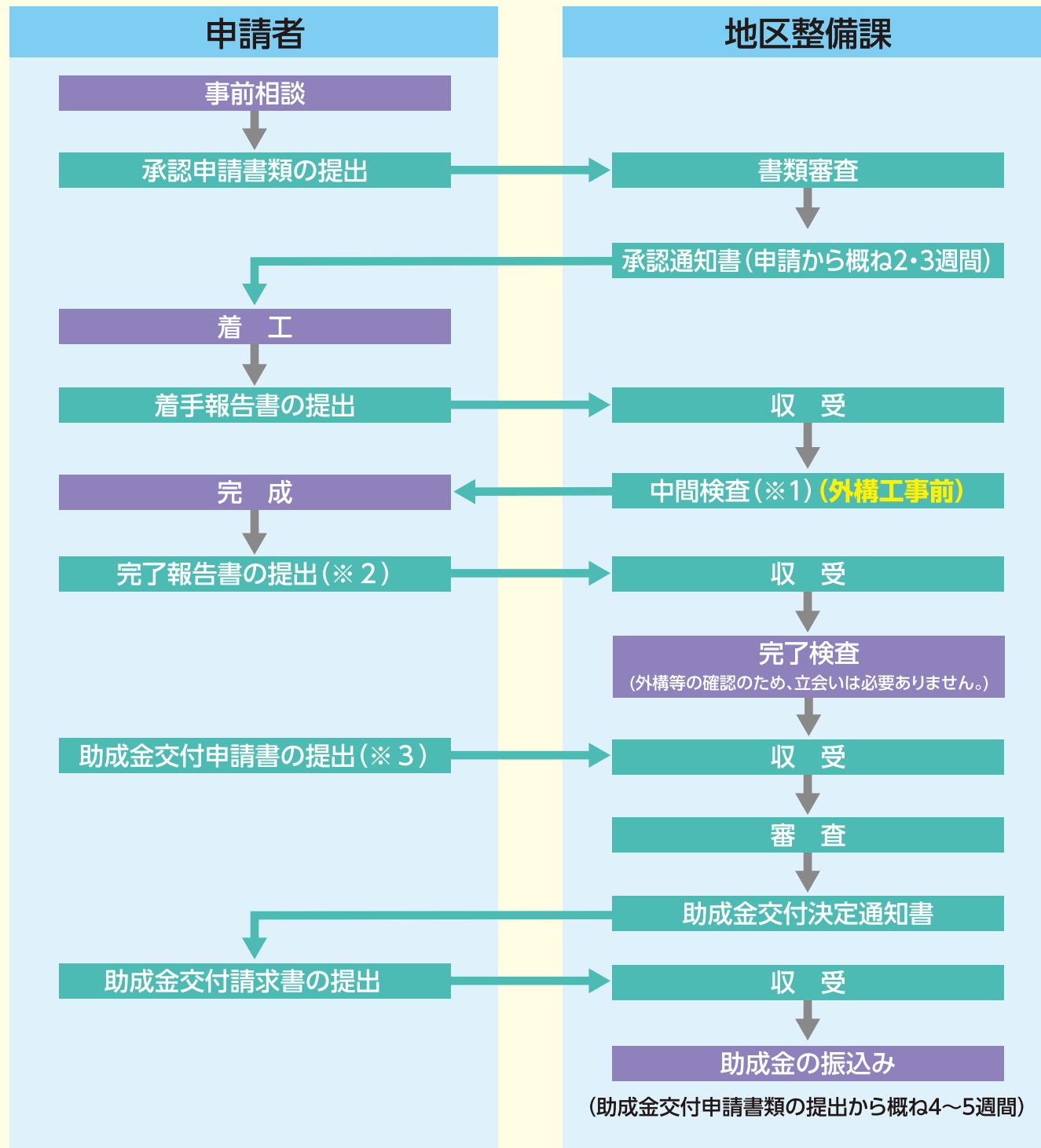


## 助成の流れ



※1 担当者の立会いのもと、承認時の図面どおりに建築されているか、建物内部を確認します。足場がとれ、間取りが確認でき、設備が取り付けられた状態で、**外構工事前**にご連絡ください。

※2 台東区狭あい道路拡幅整備条例の対象となる整備(建築基準法第42条第2項道路等)がある場合は、整備後に完了報告書を提出してください。狭あい道路の整備の関係で、完了報告が遅れる場合は、必ず地区整備課に相談してください。完了報告書には完成図面の添付が必要です。

※3 建物の外観・空地・室内の写真、検査済証の写し、誓約書、建物の登記簿謄本、入居した全員の住民票等添付書類が必要です。詳しくは中間検査の際にご案内します。

# 台東区住まいの共同化と安心建替え支援

## 三世帯住宅助成

併用可

## 安心助成



### 助成金額

120万円(一律)

防火→準耐火 120万円  
 防火→耐火 240万円  
 準耐火→耐火 120万円

※上記以外に例外基準有

### 助成要件

- 台東区全域
- 接道面に50cm以上の歩道上空地を整備し、台東区が提供するプレートを設置
- 親と子と孫が同居する一戸建ての住宅
- 住宅専用面積70㎡以上で居室4室以上かつ一部屋7㎡以上
- 各部屋に火災警報器設置
- 室内(浴室含む)に段差がなく、玄関・廊下に手すり(手すり下地含む)設置
- トイレ・浴室に手すり設置
- 前年度の住民税の滞納がないこと

※店舗兼用住宅は自営で住宅の面積が1/2以上

※共同住宅及び長屋は対象外

- 準防火地域(谷中二・三・五丁目を除く)及び新防火地域(根岸三・四・五丁目の一部)  
 地域: 池之端、上野公園、上野桜木、三ノ輪二丁目、根岸三~五丁目、谷中(一・四・六・七丁目)
- 敷地内の接道面に台東区が提供するプレートを設置
- 延べ面積50㎡以上で申請者が居住し、耐火性能を向上させた一戸建ての住宅
- 前年度の住民税の滞納がないこと

※店舗兼用住宅は自営で住宅の面積が1/2以上

※共同住宅及び長屋は対象外

台東区都市づくり部地区整備課(台東区役所5階7番窓口)

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 ☎03-5246-1365

台東区都市づくり部地区整備課(台東区役所5階7番窓口)

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号 ☎03-5246-1365